

新型コロナウイルス感染症対策に基づく出席(出勤)停止措置について

項目	出席(出勤)停止期間・出席(出勤)の目安
1. 新型コロナウイルス感染症「確定例」、「疑い例」 となった場合	医療機関等からの指示期間、出席(出勤)停止。
2. 濃厚接触者となった場合	
3. 少しでも新型コロナウイルス感染が 疑われるような症状がある場合 体温が平熱以上（平熱は個人で異なるため、37.5℃以上 とは定めません）、咳、鼻汁、のどの痛み、息苦しさ、倦 怠感、頭痛、味覚・嗅覚異常、嘔気・嘔吐、腹痛・下痢、 その他症状 が1つでも当てはまる場合	症状消失後2日経過するまで出席(出勤)停止。 (症状消失日を0日として3日目からの出席(出 勤)可。)
4. 海外から帰国する場合	厚労省・検疫所の指示に従う。待機が必要な場合 は指示期間出席(出勤)停止。

【学生の配慮申請】上記に当てはまる場合、授業開始前までにその旨を担当教員へメール送信してください。

【その他対応について】学内で授業(勤務)中に上記3.の少しでも新型コロナウイルス感染が疑われるような症状が認められた場合は、すぐに帰宅することを徹底してください。

【健康管理表について】感染拡大防止のため別紙健康管理表で毎日体調をチェックし、自分自身の健康管理に努めてください。感染が疑われる場合等に健康管理表を確認させていただくことがありますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる学生・教職員の対応フロー

